

翻刻  
国宝「礼記子本疏義」

高 木 理久夫

○はじめに

本稿は、早稲田大学図書館が所蔵する国宝、「礼記喪服小記子本疏義第五九一巻」(請求記号ロ一ニ 一一三四。簡称「礼記子本疏義」)について、「早稲田大学図書館古典籍総合データベース」に収載されている画像データと最近の閲覧調査をもとにした翻刻である。

本稿を製作した目的は、「礼記子本疏義」をテキストデータとして活用できるようにすることにある。今後、「礼記子本疏義」について、さらなる論考と、より科学的な調査がおこなわれる際、本稿が基礎資料の一つとなれば幸いである。

なお、「礼記子本疏義」の由来とこれまでの研究史概要については、図書館広報誌『ふみくら』一〇〇号(二〇二一年十月)に、記事を掲載した。併せてご覧いただきたい。

## 1. 参考資料

翻刻にあたり、先行資料として、左記資料を参考にした。

① 島田翰著『古文舊書考』「書目叢編」収録影印本。台北 廣文書局 民國五十六年（一九六七）八月

「巻第一 舊鈔本考」に「禮記子本疏義卷第五十九 殘卷子本」として同資料に関する概要に続き、その翻刻文が掲載されている。

使用にあたっては、国立国会図書館デジタルコレクションに収録された原本（東京 民友社 明治三十八年三月）も参考にした。

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/897193> 閲覧二〇一八年十一月～二〇一九年十月

② 島田翰撰、杜澤遜、王曉娟點校『古文舊書考』（上海 上海古籍出版社 二〇一七）収録「禮記子本疏義卷第五十九 殘本子」

同書に現代中国の標点符号を加えた整理本。「礼記子本疏義」の記載については、文字を繁体字（正体字）に統一している。

③ 華喆『《禮記子本疏義》校録』（中國典籍與文化論叢書 第十四輯）収録。南京 鳳凰出版社 二〇二二

「礼記子本疏義」について、唐代に編纂された「礼記正義」との比較考証をおこなない、字形を正し、文字の補訂及び注を加え、テキストとして読解できるようにした校録。本稿において、原文を「経」、「疏義」、「注」という名称で分けることは、この校録に拠った。

### 3. 原文および翻刻について

(一) 本稿は、できるかぎり原文の様相を復元することをめざした。したがって、原文の行を、そのままの文字列で写し、行番号を頭に付した。また、原文の文章右側に加筆された文字〔補鈔〕というも、できるかぎり原文に近い位置に記入した。

(二) 原文は、本文のまわりを囲む線(四周)と行間に縦線(界線)が引かれた料紙に書かれている。データベース画像によれば、料紙十六枚が卷子に貼り合わされており、一枚三十一行であることが確認できる。ただし、一枚めは前半十二行ほどが欠損し、四枚めは三十二行(82~113)、十六枚めは巻尾題のみが記されている。

行数は、全四百五十三行、文字数は、補鈔を含め、総計一万二千九百四十八字である。内訳は次のとおり。

〔経〕部分 五百二十九字(内、補鈔五字)

〔疏義〕部分 一万一千三百二十字(内、補鈔七十字)

〔注〕部分 一千九十九字(内、補鈔三字)

(三) 原文は三種の文章から構成されている。本稿においては、この三種の文章を次のように称する。

① 経。「礼記」喪服小記篇の本文。

② 疏義。経の解釈文。

③ 注。経、疏義に出てくる語の注釈文。

原文は、①・②・③の順で記されている。これらが原則として空白によって区切られ、一行のうちに記されている。ただし、②と③の部分が空白で区切られていない箇所も多々ある。

(四) 経の文章には、左の写真のように、朱線が引かれている。



注は、左の写真のように一字一字、文字の先頭と末尾に朱点が付せられている。



本稿では、経の部分は、ゴシック体太字で表し、疏義の部分は明朝体で、注の部分はMS明朝で疏義の文字よりポイントをおとし右よこに点を付して表している。補鈔の部分は、注よりさらにポイントをおとしている。

(五) 漢字表記について

漢字は、できるかぎり原本記載のままを表記するように努めた。ただし、現代では汎用されておらず、『大漢和辞典』等に記載がない異体字、略字等については、通用の字体にあらためた。

(六) 印記について

巻頭に「伯爵田中光顕寄贈」、「早稲田文庫」、巻末に「内家私印」の印影がある。

(七) 文末に書名・人名索引を付す。

【翻刻文および注記】

伯爵田中光顯寄贈

早稲田文庫

001

堂下位時則異矣若爲父此時猶括髮而踊襲經帶

【註】文頭、10字ほど欠ける。この部分は字数に含めない。

002

以至大歛□□髮至成服若母喪於此時則不復括髮乃着布纒踊而襲經

【註】文中、2字ほど判読不能。この部分は字数に含めない。

003

帶以至成服故云纒而以布也。母服輕至免可以布代麻也。爲母又哭而免。又哭即

004

是小歛拜賓竟後即堂下位哭踊時也。或問曰爲父括髮至成服其中二歛之祭

005

應有冠弁而括髮暨除而猶括髮乎。崔云爲父括髮一作以至成服若應冠

006

弁臨祭則於括髮上著之也。括髮本爲喪變非代冠者故也。以上尸襲後而孝子

【註】補鈔「崔又云大夫」は、第23字「也」に続いて入る。左記のとおりである。

翻刻 国宝「札記子本疏義」

弁臨祭則於括髮上著之也括髮本爲喪變非代冠者故也崔又云大夫以上尸襲後而孝子

007 素と弁と乃素冠以其經日故檀弓叔孫武叔小斂出戶投冠是也若士喪日淺

【註】文中同じ字が続くことを示す符号「と」も1字とする。符号「と」が記されている箇所は、左記のとおりに読む。

素弁素弁乃素冠以其經日故檀弓叔孫武叔小斂出戶投冠是也若士喪日淺

008 小斂前不冠也灼案前儒悉云冠弁臨祭故其然矣崔言襲後而冠弁復與

009 小記異何者案禮無冠弁臨祭者也雜記云小斂環經公士大夫一也喪大記云君

010 將大斂子弁經則不云臨祭又云將斂則非始死襲後而冠弁矣檀弓已釋然

011 括上有冠此則隨人通耳 齋衰惡筭以終喪 前明男子爲父此明女子

012 爲母也爲父故據男爲說と其初喪之禮爲母故以女爲論と其成服之法也

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

爲母也爲父故據男爲說其初喪之禮爲母故以女爲論其成服之法也

013 此服乃多令主謂女子在室爲母也婦人質惡笄者榛木爲笄也笄以卷髮帶以持身

【註】補鈔「婦人質」は、第22字「也」に続いて入る。左記のとおりである。

此服乃多令主謂女子在室爲母也婦人質惡笄者榛木爲笄也婦人質笄以卷髮帶以持身

014 於其自卷持者有除無變故腰絰及笄不經受易至服竟一除故云惡笄終

015 喪也 笄所以卷髮帶所以持身也婦人質於喪所以自卷持者有除無變也

016 艷言帶耳 男子冠而婦人笄 因婦有終喪之笄故此以下明男女冠

017 笄恒相對也吉時男子有冠則女子吉笄也若親始死男去冠女去笄若

018 成服爲父男則六升布爲冠女則箭篠爲笄若爲母男則七升布爲冠女

019 則榛木爲笄故云男冠婦笄也 男子免而婦人髻 此明男女變服相

020 對也若男去冠而纈則婦人去笄而髻故云男髻婦髻也纈者以布廣一寸亦

021 自項而向前交於額上翻雙末還後以掩紒也名爲<sup>者</sup>纒免也若著之則成服

【註】補鈔「者纒」は、第21字「纒」に続いて入る。左記のとおりである。

自項而向前交於額上翻雙末還後以掩紒也名爲<sup>者</sup>纒免也若著之則成服

022 脫之猶是一寸布以其可着可免故曰<sup>者</sup>免也鬢者形有<sup>者</sup>多種有麻有布有

023 露紒也其形乃異而同謂之鬢也所以謂鬢者婦人着之則鬢と可憎因爲名

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

露紒也其形乃異而同謂之鬢也所以謂鬢者婦人着之則鬢<sup>と</sup>可憎因爲名

024 耳今辯男女並何時應着此纒鬢之服男子之<sup>者</sup>免乃有多時而唯一種若

025 婦人之鬢則有三別其麻鬢之形与括髮如一其着之以對男括髮時也前云

026 斬衰括髮以麻則婦人于時鬢亦用麻也何以知然案喪服云女子と在室

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

斬衰括髮以麻則婦人于時鬢亦用麻也何以知然案喪服云女子<sup>と</sup>在室

027 爲父髻衰三年鄭云髻露紒也猶男子之括髮矣斬衰括髮用麻則髻

028 亦用麻矣以麻者自項前額上却繞紒如着慘頭焉依如彼注既云猶男

029 子 括髮男髻前去冠縱用麻則婦人髻亦去笄縱用麻故言猶也又同云麻不

【註】補鈔「男括髮」は、第3字「髮」に続いて入る。左記のとおりである。

子 括髮男括髮前去冠縱用麻則婦人髻亦去笄縱用麻故言猶也又同云麻不  
また、原本では第1字と第2字の間がほぼ1字分空いている。本稿もそれに従った。

030 辯括髮形殊則知其形如一也以此證據則知有麻髻以對男括時也又知

031 有布髻者案此云男纁對婦髻男纁既用布則婦髻不容用麻也是知

032 男子爲母纁時則婦人布髻也又若成服後男或對賓必踊と必纁則婦

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

男子爲母纁時則婦人布髻也又若成服後男或對賓必踊踊必纁則婦

033 人理自布髻對之也又知有露紒髻者喪服云布紒箭髻衰三年明知此服

034 並以三と年との内男不恒<sub>レ</sub>純時則婦人不用布髻故知恒露紒也故鄭注

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

並以三年三年之内男不恒<sub>レ</sub>純時則婦人不用布髻故知恒露紒也故鄭注

035 喪服前云髻露紒也且喪服所明皆是成服後不論未成服麻布髻

036 也何以知然既不論男之括<sub>レ</sub>純<sub>二</sub>不容說婦人未成服前也既云髻衰三年

【註】補鈔「則」は、第12字「純」に続いて入る。左記のとおりである。

也何以知然既不論男之括<sub>レ</sub>純<sub>二</sub>不容說婦人未成服前也既云髻衰三年

037 益知恒髻是露紒也又就齋<sub>レ</sub>輕<sub>二</sub>期<sub>一</sub>髻無麻布何以知然檀弓南宮滔之妻

【註】補鈔「衰」は、第11字「齋」に続いて入る。左記のとおりである。

益知恒髻是露紒也又就齋<sub>レ</sub>衰<sub>レ</sub>輕<sub>二</sub>期<sub>一</sub>髻無麻布何以知然檀弓南宮滔之妻

038 之喪始夫子誨之髻曰尔無總と尔無扈と尔是但戒其高大不云有麻

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

之喪始夫子誨之髻曰尔無總<sub>二</sub>尔無扈<sub>一</sub>尔是但戒其高大不云有麻

039 布別物は知露紛悉名髻也又案奔喪云婦人奔喪東髻鄭云謂姑姑

040 妹女子と也去縦大紒曰髻若如鄭既謂是姊妹女子等還以下無麻布也

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

妹女子子也去縦大紒曰髻若如鄭既謂是姊妹女子等還以下無麻布也

041 然露紛恒居之髻則有笄何以知之案笄以對男在喪恒冠則婦恒笄也

042 故喪服云婦為舅姑惡笄有首以髻鄭云言以髻則髻着笄者明矣以兼

043 此經注又知恒居笄而露紛髻也然一難解婦人既有三髻今此文不舉男括

044 以對髻者緣前云婦惡笄終喪而惡笄非復髻之日故男不可麻髻對之

【註】補鈔「麻」は、第17字「復」に続いて入る。左記のとおりである。

以對髻者緣前云婦惡笄終喪而惡笄非復麻髻之日故男不可麻髻對之

045 也但去惡笄而布髻以對男統男言統以對之也或問曰丈夫麻布則括統異

046 名婦人三鬢何意鬢稱不別答曰明文故名隨時易婦質所以鬢と不改或

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

名婦人三鬢何意鬢稱不別答曰明文故名隨時易婦質所以鬢鬢不改或

047 問曰既夕何言丈夫鬢耶通曰鄭注彼云乎婦人也 其義為男子則統為

048 婦人則鬢 庚云喪服□と寄異以明義或疑免鬢亦別有其旨故解之

【註】第9字は字の左側部分が欠けている。島田翰は「注」（参考資料①八十六頁第九行）、杜澤遜・王曉娟は「往」（参考資料②五十三頁注「一五」）、華喆も「往」（参考資料③三六頁）としている。本稿では判読不能（□）とする。

049 其義止於男子則免婦人則免婦人則鬢猶以別男女而已非別有義也

【註】第12と15字「免婦人則」について、華喆（参考資料③三十六頁）と杜澤遜・王曉娟（参考資料②三十頁第一行）は、原本を校訂し、この文言を削除している。左記のとおりである。

（原本） 其義止於男子則免婦人則免婦人則鬢猶以別男女而已非別有義也

（華、杜・王） 其義止於男子則免婦人則鬢猶以別男女而已非別有義也

島田翰はそのまま翻刻している（参考資料①八十六頁第十行）。本稿は原本とおり記す。

050 賀瑒云男去冠猶婦去笄義盡於此無復別義故云其義也灼案上

051 既云男挽女髻為名碩異則恐嫌在物亦殊故此解之矣名雖隨男女之

052 別而立其義所有髻免之名耳非異物也故云其義為男免女髻也。別男女。

053 也。苴杖竹也削杖桐也。服絰者父苴杖為母削杖此解苴削所用也

054 苴即是竹削即是桐也然杖有削異者黯也天至痛內結必形色外彰心

055 如斬斫故貌必蒼苴所以衰裳絰杖俱備苴色也必用竹者竹體貞性

【註】第25字「體」は原本のまま記す。「體」と記す箇所もあり、その場合は「體」と記す。

056 員履四時不毀明子為父礼申痛極自然員足有終身之痛故也故斷

057 而用之無厭煞也削者煞也削奪其貌不使苴也必用桐者桐者同也明

058 其外雖削而心本同也且桐隨時彫落此為母喪示外被削煞服從時除

059 而終身之心裳常与父同也。祖父卒而後為祖母後者三年。謂適孫

【註】第6字「裳」の右横に符号「三」が確認される（左の画像参照）



華喆（参考資料③三十七頁）と杜澤遜・王曉娟（参考資料②三十頁、第八行）は、これを文字の削除を示す符号と解し、本文から「裳」を除いている。左記のとおりである。

（原本） 而終身之心裳常与父同也 祖父卒而後為祖母後者三年 謂適孫

（華、杜・王） 而終身之心常与父同也 祖父卒而後為祖母後者三年 謂適孫

島田翰はそのまま翻刻している（参考資料①八十七頁第七行）。本稿は原本どおり記す。また、第8字「与」は原本のまま記す。「與」と記す箇所もあり、その場合は「與」と記す。

060 無父而為祖後祖父已卒今又祖母喪故云為祖母後者事と得申如父

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

無父而為祖後祖父已卒今又祖母喪故云為祖母後者事得申如父

061 卒為母故三年也 祖父在則其服如父在為母也 亦謂無父者也

062 為父母長子稽顙 謂重服前稽顙後拜者也父母長子並重故也餘

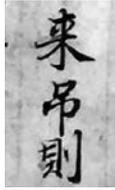
063 葦以下前拜後稽顙也 喪尊者及正體不敢不盡禮也 尊者

【註】第1字「葦」は「期」の異体字。「期」と記す個所もあり、その場合は「期」と記す。

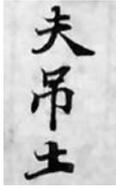
064 父母也正體長子也 大夫吊之雖總必稽顙 若平等來吊則小功以下

【註】本行第11、第22字と次行第7字について、島田翰は「吊」（参考資料①八十八頁第一行）とし、華喆と杜澤遜・王曉娟の参考資料は「吊」としている。本稿では原文の字形に従い、「吊」とする。

・第64行第22字（写真真ん中の字）



・第65行第7字（写真真ん中の字）



065 不稽顙若大夫吊士と宜起敬雖復總親亦為稽顙也然此稽顙謂前

翻 刻 国宝「礼記子本疏義」

【註】符号「こ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

不稽顙若大夫吊士士宜起敬雖復總親亦為稽顙也然此稽顙謂前

066

拜復稽顙耳猶異於重親也

尊大夫不敢以輕待之也

婦人夫為長子

【註】補鈔「人」は第22字「婦」、補鈔「夫」は第23字「為」に続く。左記のとおりである。

拜復稽顙耳猶異於重親也

尊大夫不敢以輕待之也

婦人為夫長子

067

稽顙其餘則否

移天及嗣嫡之重故前稽顙也其餘謂本父母及舅姑

【註】補鈔「則」は第4字「餘」に続いて入る。左記のとおりである。

稽顙其餘則否

移天及嗣嫡之重故前稽顙也其餘謂本父母及舅姑

068

也恩煞於父母也

恩隆夫氏故降煞本家尊親也

男主必使同姓

069

婦主必使異姓

庾云喪有男主以接男賓女主以接婦賓若父母

070

之喪則適子為男主適婦為女主也此云男主必使同姓故鄭知為

071

無後者主也問同姓宗之也同宗之婦其姓必異故鄭云異姓同宗之

【註】補鈔「人」は第10字「之」に続く。左記のとおりである。

無後者主也問同姓宗之人也同宗之婦其姓必異故鄭云異姓同宗之

072 婦也女子生有外成之義故雖親不得為主而以同宗之婦為主也雜記下

073 云姑姊妹其夫死而夫黨無兄弟使夫之族人主喪妻之黨雖親弗主夫

074 若無族則前後家東西家無則□尹主之此謂無子孫正男主使親踈

【註】第13字は欠損。島田（参考資料①八十八頁第九行）、杜・王（参考資料②三十一頁第三行）ともに判読不能としているが、王（参考資料③三十八頁下欄注③）は「礼記・雜記下」により「里」の字を充てている。本稿は判読不能のままとする。

・第13字（左写真真ん中）



また、第26字について、島田および杜・王は「踈」を、王は「疏」の字をあてている。本稿は、原本の字形により近い「踈」をあててゐる。

・第26字（左写真一番下）

翻 国宝「礼記子本疏義」  
刻



075 以次為其攝男也喪大記云喪有無後無主斯其義也後云女子と在

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

以次為其攝男也喪大記云喪有無後無主斯其義也後云女子と在

076 室為父母主喪者不杖則子一人杖亦謂為男主者非子孫則長女一人杖

077 喪大記云婦人迎客送客不下と堂と不哭男子出寢門見人不哭此謂

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

喪大記云婦人迎客送客不下堂下堂不哭男子出寢門見人不哭此謂

078 並有男女正主也大記又云其無女主則男主拜女賓于寢門内其無主

079 則女主拜男賓于阼階下此謂或無男主或無女主遞相兼攝也其攝

080 男主則女主不拜男賓於阼階下也。此謂無主後者為主也異姓同宗。

081 之婦也婦人外成也。為父後者為出母無服。母犯七出為父所遣而

082 母子至親義不可絶若猶在子皆為出母。若父没後則適子一人不復

083 為服所以然者已係著蒸嘗不敢以己私廢先世之祀故無服也。不敢。

084 以己私廢父傳重之祭祀也。親と 夫服道六一曰親と則父母為主二

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

以己私廢父傳重之祭祀也 親親 夫服道有六一曰親親則父母為主二

085 曰一尊と則以君為主三曰名四曰出入五曰長幼六曰從服前言親と也親と

【註】文字の重複を示す符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

曰一尊尊則以君為主三曰名四曰出入五曰長幼六曰從服前言親親也親親

また、第2字「一」の右横に「三」の符号がある。島田（参考資料①89頁第7行）は、第59行と同じく、そのまま「一尊」と記している。（杜・王（参考資料②31頁第12行）は「一一尊」と、「二」を重ね、王（参考資料③38頁）は「二」を削除している。

086 者父母為主下通五屬謂為親と者父母是子之親令此子又親愛父母

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

者父母為主下通五屬謂為親親者父母是子之親令此子又親愛父母

087 故曰親と 以三為五 此明廣及五屬也以三為五者為猶親也子上親己父

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

故曰親親 以三為五 此明廣及五屬也以三為五者為猶親也子上親己父

088 下又親己子と父三世一體故言三也又以父故親祖以子故親孫同者是三今加祖

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

下又親己子子父三世一體故言三也又以父故親祖以子故親孫同者是三今加祖

089 及孫故言為五也 以五為九 己上祖下孫則五也又緣祖故親高祖籍孫

090 故親玄孫上加曾祖高祖二祖下足曾玄兩孫以四就五故為九也然己上親

091 父下親子今應云以一為三而不云者父子一躰無可分之義故相親之說不生

【註】第19字「躰」は原本記載とおりに記す。

092 矣而祖孫非己一體故有可と分と而親名著也又以祖親曾祖以孫親曾

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

矣而祖孫非己一體故有可分可分而親名著也又以祖親曾祖以孫親曾

093 孫應云以五為七今不云者曾祖曾孫為情已遠非己一牀所親故其祖

094 親旨也且高祖玄孫既有相親之名則曾親可知也曾曾表其已遠則

095 亦已遠矣一言一否則為義然也所以上下極言九者服盡於五親竭於四也庾

096 云由祖以親曾祖高祖由孫以親曾玄二祖二孫服所同義由於此也

097 上煞 亦親と也夫親迹則服重戚遠則衰輕煞者漸輕之名也上煞謂

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

上煞 亦親親也夫親迹則服重戚遠則衰輕煞者漸輕之名也上煞謂

098 自父以上也人子喪親終身難報故聖人制教不許遂心使送死有已復生

099 有節本合至親朞斷重服一と年と是天道一周新故交易民生其間亦

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

有節本合至親朞斷重服一年一年是天道一周新故交易民生其間亦

100 宜隨而變改故吉凶之理因之可除但為昊天靡泄痛慕未消特加以倍焉

101 由涉 三載亦緣子生三年免父母之懷斯免極地難報故許酬於慈恩矣

【註】第2字「涉」と第3字「三」の間が、一字分ほど空いている。

102 若據朞斷而斂則祖宜大功特為祖是父一體已与父亦一體三人一體義不可

103 離父既禮加則祖亦宜益故足以至朞祖既一朞則曾宜九月而今不者為祖

104 是父一體已亦父一體故獲加服而曾祖非已一體故加不能及既加所不及便

105 據朞斷應還小功而又不者曾祖雖踈猶是正尊而小功輕薄是兄と弟

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む（106行第1字「と」を含む）。

據朞斷應還小功而又不者曾祖雖踈猶是正尊而小功輕薄是兄弟兄弟

106 と之衰と不可上服正尊既其不可故為之齋衰三と月と明恩已踈齋衰明

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

弟之衰衰不可上服正尊既其不可故為之齋衰三月三月明恩已踈齋衰明

107 尊与祖等是減月補衰則尊踈亦顯故鄭注喪服云重其衰麻尊

108 と也減其日月因恩煞也曾祖上有高祖而曾祖不為加所及則高祖理自

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

尊也減其日月因恩煞也曾祖上有高祖而曾祖不為加所及則高祖理自

109 不至據曾應小功高宜總服今又不者高祖之尊与曾無異故宜同

110 而恩踈曾在月宜減特為服親流例必依時改時苟未改則服不除既

111 服之須便應三月故服高祖亦齊而三月也所以喪服唯有曾祖而無

112 祖之文是欲明二祖服同故也且礼服宗子齊衰三月是為重於祖故尔設

113 高比宗為近而反可輕於宗子乎故服与曾同所以儒云設有彭聃之祖在

【註】補鈔「前」は第20字「以」に続く。左記のとおりである。

高比宗為近而反可輕於宗子乎故服与曾同所以前儒云設有彭聃之祖在

第12字「子」の右横に符号「三」が確認される。

114 堂其服亦然上煞已畢 下煞 下煞者自子而下也子服父三年父亦宜報服

115 而父子首足不宜等衰故父服子朞也若正適傳重便得遂情故喪服云不

116 敢降是也父服子朞孫卑理不得祖報故為九月若傳重者則亦遂朞也為

117 孫既大功則曾孫宜五月但曾孫服曾祖止三月故曾孫亦一時而曾祖是正尊

118 自加齊服而曾孫正孫卑故止總麻曾孫既總三月玄孫理不容異無名之

119 孫亦同之也 傍煞 傍者非正者也世叔之屬是也父是至尊故三年若

120 據朞斷則世叔宜九月而世中叔是父祖一體故加至朞也從世叔既疎加所不

【註】第12字「中」の右横に符号「三」が確認される。

121 及據碁而煞使是五月族世叔又踈一等故宜總麻此外無服此是發父而

122 傍斷至輕也又祖是父體故加至期而祖之兄弟非己一體故加亦不及據於碁

123 斷煞便止五月族祖又踈一等故宜總三月此外無服是發祖而傍漸煞也

124 曾祖據碁本應五月曾之兄弟謂為族曾祖既踈曾一等故宜三月自此以外

125 及高祖之兄弟悉無服矣又至碁親斷兄弟至親一體相為交碁同堂兄弟

126 踈於一等故九月從祖兄弟又踈一重故功族昆季又煞一重故宜三月此外無服

【註】補鈔「小」は第16字「故」に続く。左記のとおりである。

踈於一等故九月從祖兄弟又踈一重故小功族昆季又煞一重故宜三月此外無服

127 是發兄弟而傍煞也又父為子碁而兄弟之子但宜九月而今亦碁者父為於

128 子本應報以三年特為首足故降至碁而兄弟之子為世叔應本九月但言世

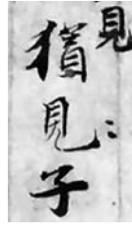
129 叔為尊者一體而加至碁世叔傍尊不得自比彼父祖之重無義相降故報兄

130 弟子碁且已与兄弟一體而一體之字不宜隔碁異欲猶見子之義所以至碁故

【註】補鈔「降」は第18字「隔」に続き、「見」は第20字「欲」に続く。左記のとおりである。

弟子碁且已与兄弟一體而一體之字不宜隔降異欲見猶見子之義所以至碁故

また、第22字「見」の右横に符号「三」が確認される（左写真参照）。



131 檀弓服綰或云引進或曰報と之と由義引進由情合此兩途故尔也矣又同堂

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

檀弓服綰或云引進或曰報之由義引進由情合此兩途故尔也矣又同堂

132 兄弟之子服從伯叔無加則從伯叔亦止報五月族子又踈故宜總耳此發子

133 傍煞也又孫服祖<sub>其</sub>尊故為孫大功兄弟之孫服從祖五月故從祖報之小功

【註】補鈔「祖」は第8字「其」に続く。左記のとおりである。

傍煞也又孫服祖<sub>其</sub>尊故為孫大功兄弟之孫服從祖五月故從祖報之小功

134 也同堂兄弟之孫既疎為理自總麻其外無服矣又曾祖孫三月為兄弟曾

135 孫已無尊降之故亦為三月 親畢矣 結親と義也始自父母終於族人故云

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

孫已無尊降之故亦為三月 親畢矣 結親親義也始自父母終於族人故云

136 親畢矣且五属之親若同父則其同祖則大功同曾則小功同高則總高外無

137 服亦是畢矣 已上親父下親子三也以父親祖以子親孫五也以祖親高祖以孫

138 親<sub>玄</sub>孫<sub>九</sub>煞<sub>謂</sub>親<sub>益</sub>疎<sub>服</sub>之<sub>則</sub>輕<sub>也</sub> 王者禘者其祖所自出以其祖配之

【註】經第7字「之」を、島田（参考資料①93頁第11行）は書き落としている。

139 前明親と此辨尊と而尊也其祖始祖也自出謂所感帝其祖配之謂若

【註】行頭が一字ほど空いている。符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

前明親親此辨尊尊而尊也其祖始祖也自出謂所感帝其祖配之謂若

140 周祭靈威仰則以始祖后稷配之也唯天子有此礼故云不王不禘也

【註】行末四文字ほど空いている。

141 禘大祭也始祖感天神靈而生祭天則以配之自外至者無主不止而立四廣

142 天子立始祖廣又自高至祢立四就始祖為五也之此不云五而云四廣者為

【註】行頭が一字ほど空いている。第20字「之」の右横に符号「三」が確認される。左記写真参照。



143 太祖已配郊故從高而下言之也 高祖以下也与始祖而五也 庶子王亦如之

144 天位尊重故雖庶而為王者則郊祀立庶事と亦如適子為王也 世子

【註】行頭が一字ほど空いている。符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

天位尊重故雖庶而為王者則郊祀立庶事亦如適子為王也 世子

145 有廢疾不可立而庶子立其祭天立庶亦如世子之立也春秋時衛侯元有

146 兄繫 證庶子得立由也春秋既云弟為侯有兄と被廢者也 別子為祖

【註】符号「こ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

兄繫 證庶子得立由也春秋既云弟為侯有兄兄被廢者也 別子為祖

147 諸侯祀宗此明大夫礼也別子者諸侯適子則傳世為君而其庶子既不係

【註】行頭が一字ほど空いている。補鈔「庶子也」は第15字「侯」に続く。左記のとおりである。

諸侯祀宗此明大夫礼也別子者諸侯庶子也適子則傳世為君而其庶子既不係

148 庶又別賤故謂別子也此別子而為大夫而後世子孫為大夫者則立此別子之

【註】補鈔「為」は第3字「別」に続く。左記のとおりである。

庶又別為賤故謂別子也此別子而為大夫而後世子孫為大夫者則立此別子之

149 庶祀之為不遷之祖故云別子為祖 諸侯之庶子別為後世為始祖者也謂

150 之別子者、公子不得祚先君也。係別為宗 此別子之世適也、承係其父故

151 云係別也、此適子世と祖承為其支庶、所宗故云為宗也。別子世と長子為其

【註】符号「と」が記されている箇所は左記とおりに「世世」と読む。また補鈔「之」は注第2字「子」に続く。さらに注第5字「と」の右横に符号「三」が確認される。

云係別也、此適子世世祖承為其支庶、所宗故云為宗也。別子之世世長子為其  
・注第5字右の符号（左写真参照）。



152 族人為宗、所謂百世不遷之宗者也。族人即支庶也。係祚音為小宗 此係祚

【註】補鈔「者」は経第2字「祚」に続く。左記のとおりである。  
族人為宗、所謂百世不遷之宗者也。族人即支庶也。係祚者為小宗。此係祚

153 者是別子之庶子之長子、其身不係別子、但係其父、故云係祚也、而是祚適

154 為其諸弟、所宗既有と遷と、故云為小宗也。有五世則遷之宗。若係別

別子庶子、定て五世則遷之宗、故云有五世則遷之宗、若係別

【註】注が補鈔のかたちで細かく右側に記されている。左記のとおり疏義と経の間に入る。また、符号「こ」が記されている箇所は左記のとおり読む。

為其諸弟所宗既有遷有遷故云為小宗也

別子庶子之長子為其昆弟為宗謂之小宗者以其將遷也

有五世則遷之宗

若係別

155 子適者為百世不遷若係別子庶者至五世則遷之族人不復宗之也何

156 者即此係祢身為其諸侯弟所宗名為祢宗是一世也又係者適子又為其

【註】補鈔「祢」は、第23字「係」に続く。左記のとおりである。

者即此係祢身為其諸侯弟所宗名為祢宗是一世也又係祢者適子又為其

157 同堂兄弟之所宗名祖宗是二世也又係祢者適孫為其從祖兄弟之所宗

158 名為曾祖宗是三世也又係祢者適曾孫為其族兄弟之所宗名為高

159 祖是四世也又係祢者適玄孫是五世則不復為族人所宗故云有五世則遷

160 之宗也 其係高祖者也 祖宗至孫高祖而遷有子則不復得族人

161 所宗也 謂小宗也。小宗有四。或繼高祖。或繼曾祖。或繼祖。或繼祢。皆至五世。

162 則遷也。若相承孫亦至其五世。則族不復宗之故云。皆是故祖遷於

163 上 曾遷高。上為適。是遷於上也。 宗易於下 祢宗為祖。宗。為曾

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

上 曾遷高。高上為適。是遷於上也。 宗易於下 祢宗為祖。宗。為曾

164 と祖。と宗。為高祖。宗。是易於下也。假令千枝万葉。小宗。唯四。不得張減。故祖遷

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

曾祖。曾祖。宗。為高祖。宗。是易於下也。假令千枝万葉。小宗。唯四。不得張減。故祖遷

165 至高而止。宗。易至五世而絶也。 尊祖。故敬。と宗。と者。尊祖。祢。之義也。

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

至高而止。宗。易至五世而絶也。 尊祖。故敬。宗。敬。宗。者。尊祖。祢。之義也。

166 結。所以立宗。義也。所以立宗。者。欲尊於祖。と祢。と已遠。不可復。故重其正胤。示

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

結所以立宗義也所以立宗者欲尊於祖祢祖祢已遠不可復故重其正胤示

167 是尊祖祢義也 宗者祖祢之正體也 庶子不祭祖者明其宗也

168 此猶尊と義也庶子適子俱是人子道宜供養而適子蒸嘗庶獨不祭者

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

此猶尊尊義也庶子適子俱是人子道宜供養而適子蒸嘗庶獨不祭者

169 政是推本崇適明有所宗故也故云明其宗也 明其尊宗以為本也

170 万物本乎天人本乎祖故人尊宗是明其為己本也 祢則不祭矣言不祭祖

171 者主謂宗子庶子俱為適士得立祖祢庶者也 鄭據子名對父此言庶子

172 則是父と庶と即不得祭父何假言祖故云祢則不祭也而記不應言不祭祖

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

則是父庶父庶即不得祭父何假言祖故云祢則不祭也而記不應言不祭祖

173 と是對孫今既云庶子不祭祖故知是宗子庶子俱為適と士と得立二庶

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

祖是對孫今既云庶子不祭祖故知是宗子庶子俱為適と士得立二庶

174 自称及祖と適宗子得立祖祭之而已是祖庶雖俱為適士俱得自立祢廟

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

自称及祖適宗子得立祖祭之而已是祖庶雖俱為適士俱得自立祢廟

175 而不得立祖廟祭之故云庶子不祭祖也或問曰若宗子為下士庶子為上士

176 此上士得祭祖廟不耶答曰立祖廟在宗子家而供以上牲宗子主之也又

177 問若如此則宗子為下士則庶子亦不得祭而鄭何意舉俱為上士耶答曰

178 則有義若宗子為下士不得自立祖廟而為庶子立之又用上牲不敢云已有

179 祝故辭云為介子某薦其常事若自為上士則自為祖立廟用上牲則庶子

180 上士無復此事故云不祭也 凡正體于上者謂下正猶為庶也 解所以謂

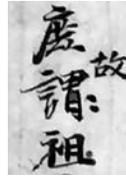
181 祢適為庶子之義也正體于上謂祖之適也下正謂祢之適也雖正為祢適而

182 於祖猶為庶謂祖適為庶也五宗悉然 庶不為長子斬不係祖与祢

【註】補鈔「故」は疏義第5字「庶」、「謂之」は第8字「適」、「子」は經第1字「庶」に続く。左記のとおりである。

於祖猶為庶故謂祖適謂之為庶也五宗悉然 庶子不為長子斬不係祖与祢

疏義第6字「謂」の右横に符号「三」が確認される。左写真参照。



183 故也 此亦尊義也然此所明与喪服中義同而語異喪服明父是適

184 得為長子斬此明父是庶不得為長子服斬者也是互相明也父子一體本

185 宜相報為有首足所以不遂故子服父三年父為子寡至於長子身既傳

186 正義不復卑故父為服斬以至三年但經記文混政不知幾世之適得遂茲

187 極服馬季長注喪服云此為五世之適父乃為之斬也鄭注此云言不係祢則

188 長子不必五世矣鄭既有不必之言故解者或云曾適或曰祖適或言祢適

189 而庾云用恩則父重用義則祖重父之与祖名有一重故聖人制礼服祖以至親

190 之服而傳同謂至尊已承二重而為長子若不係祖則不為長子斬也灼依庾

191 說而廣之云已身是祖適者乃得重服其長何以然祖是父一體已亦是父一

192 體既三人為體所以親と不分以一為三明義無可別必須身是祖適乃得重

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

體既三人為體所以親親不分以一為三明義無可別必須身是祖適乃得重

193 己之長耳若己於祖為庶雖於父為適則不得重長而鄭不明言世數者

194 鄭是馬融弟子不欲正言相非故依違而曰不必也然孫於祖乃為長子三年

195 而此不云庶孫不得為長子必云庶子者孫語通遠嫌或多世今欲明此祖非

196 遠故言子以示近也且甚有條例前云庶子不祭祖者亦是言子以對祖也又

197 鄭注前亦微為此張本云凡正禮于上者謂下正者猶為庶也是也一難解既

198 義須係祖言不係自足祖又云与祖祢者更成煩重何以然也庾云既義係於

【註】補鈔「祖」は第7字「係」に続く。左記のとおりである。

義須係祖言不係祖自足又云与祖祢者更成煩重何以然也庾云既義係於

199 祖則不須及祢更以或者疑不係祖之言是道庶子之長故此記時言不係祖

200 与祢以明據庶子言之也灼謂庾言當矣祢是父庶之名若單言祖則嫌

201 此死長子不係庶祖今既云祢是知非指死長子而鄭注喪服經引此文云小

202 記曰不係祖与祢此但言祖容祖祢共庶者也尋鄭意小記所言是有二庶

203 者所以祖祢跽言而喪服所言是含明祖祢共庶舉祖則祢可知故言容と

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

者所以祖祢跽言而喪服所言是含明祖祢共庶舉祖則祢可知故言容容

204 含也灼又疑小記既祖祢跽言而服經舉祖祢可知而鄭必云容庶者下士

【註】補鈔「共」は第25字「容」に続く。左記のとおりである。

含也灼又疑小記既祖祢跽言而服經舉祖祢可知而鄭必云容共庶者下士

205 唯祢一庶無祖庶寄祢庶而祭之灼嫌其或傳係有異今欲明雖祖祢共

206 庶而博重と長与各庶不殊故特也或問曰鄭注喪服云言為父後者而後為長子

【註】符号「と」が一個所あり。補鈔「者而後」は、第26字「後」に続く。左記のとおり読む。

庶而博重長与各庶不殊故特也或問曰鄭注喪服云言為父後者而後為長子

207 三年則為長三年者何得限是祖後者耶答曰氣味鄭注非謂止係父而

208 重也政是礼有適子者無適孫已雖是祖正若父猶在則已未と成と適と

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

重也政是礼有適子者無適孫已雖是祖正若父猶在則已未成適未成適

209 則不得重と長と必是父没と故云為父後而又云後為長三年也又問曰鄭

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

則不得重長重長必是父没没故云為父後而又云後為長三年也又問曰鄭

210 注彼又云庶子者父後者之弟也言庶者遠別之也按傳言庶者不得為

211 長三年而注云庶是父後者弟則復可謂此庶為祖庶父適耶答曰亦不

212 得如難何者鄭廣釋庶名耳云凡言庶者本是為父後者弟之目耳而

213 今祖庶父適亦是特是遠別之故也又問謂為庶者曰己身雖是祖庶而是

214 父と適と則應立と庶と則己長子傳之此長豈可不重乎答曰重之何以

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

父適父適則應立庶立庶則已長子傳之此長豈可不重乎答曰重之何以

215 為義不遂故也以諸證例則身係祖者乃為長子三年也 尊先祖之

216 正體不二其統也 若祖適庶祖皆為其子三年則此祖之繼胤有二

217 今欲明一本於祖故祖庶不得重長也然礼為後者有四條皆不得為

218 斬何者有體而不有正而不體有傳重非正と體と而不傳重是也體

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

斬何者有體而不有正而不體有傳重非正體而不傳重是也體

219 而不正庶子為後是也正而不體適孫為後是也傳重非正體庶孫為

220 後是也正體不傳重適子有廢疾不立是也四者皆暮悉不得輕也唯

221 又傳重者乃極服耳言不繼你則長子不必五世也 庶子不祭殤与無後

【註】疏義第8字「耳」と注第1字「言」の間に空白を作らず、つめて文字を書いている。

222 者 此明長幼也是言幼不云長者長即成人故略之也然此事亦与曾

223 子問語異而義同也曾子中是明宗子所得祭者此今所言是明庶子

224 所不得祭者也庶子者謂父庶及祖庶也殤者未成人而死者也無後

225 謂成人未婚或已娶無子者也不得祭殤者謂父庶也其殤有二種一

226 是也已適子殤二是已兄弟之適子殤此二人殤並應從祖祔食而祖

227 庶在適家故已並不得祭之也不祭無後謂祖庶及曾庶也其亦有二

228 一是謂諸父二是昆弟若諸父則當附其と祖と於己為曾己若是祖適

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

一是謂諸父二是昆弟若諸父則當附其祖其祖於己為曾己若是祖適

229 乃得祭祖而已是曾庶亦不得祭曾也若昆弟亦附於祖己是祖庶故不

230 得祭之也 殤与無後者從祖附食 解庶所以不祭義也己不得祭父

231 祖而此諸親皆各從其祖附食故己不得祭之也 不祭殤者父之庶也。

232 己子及兄弟子附食己父己是父庶故不祭也既不得祭子と及と昆と

【註】行頭1字分ほど空いている。符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。次行第233行冒頭2字を含む。  
己子及兄弟子附食己父己是父庶故不祭也既不得祭子及昆弟子及昆弟

233 弟と若無後則故宜不祭也故鄭注曾子問云不祭無後加有諸父昆弟

234 不祭無後者祖之庶也。己若祖則祭祖而昆弟附故得祭之今己為

【註】行頭1字分ほど空いている。補鈔「適」は、釈第4字「祖」に続く。左記のとおりである。  
不祭無後者、祖之庶也 己若祖適則祭祖而昆弟附故得祭之今己為

235 祖庶故不得祭昆弟無後者也若不祭諸父無後者是曾之庶也而鄭

236 止謂祖庶者但示之非祢庶耳不復曲言於曾也且祖名亦通然既不得

237 祭昆弟及諸父無後則故宜不得祭其<sub>レ</sub>殤<sub>レ</sub>自是庶賤並不得祭也此<sub>レ</sub>二者

【註】疏義と注の間には一字空きの区切りがない。符号「レ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

祭昆弟及諸父無後則故宜不得祭其殤自是庶賤並不得祭也此二者

238 當從祖附食而已不得祭祖無所食之也解所以不祭義也二者謂殤也無

【註】注と疏義の間には一字空きの区切りがない。

239 後也祖廟名在適家己為庶故無處所祭食之供其<sub>レ</sub>牲物而<sub>レ</sub>宗子<sub>レ</sub>主其

240 礼焉親者供之也大功同財此非謂使其親別出物也云親者供之者

241 政謂死者之牲各隨其親貴賤當乃殤之所以分耳不得同於宗廟之礼也

242 曾子問說宗子殤云其吉祭特性鄭云尊宗子從成人也凡殤則特豚又云

243 凡殤与無後祭於宗子之家鄭云親者供其牲物宗子主其礼庾云此附食

244 謂殤与無後不得立廟及壇故因四時蒸嘗而耐食之四時蒸嘗以子通故

245 牲器之礼皆随子孫之位王制謂祭從生也其祭殤与無後既無養義則

246 宜從其所得牲也庾此言是祭殤及後匪止一過乃四時恒預也又牲之厚薄各

247 随殤貴賤所得与適家庙同若宗殤賜特牲凡殤則特豚無後亦特

248 牲也灼按解曾子已言之矣然此云殤則非宗殤政是凡適殤耳 祖庶之殤

249 則自祭之已 於祖為庶故謂已子為祖庶也而已是父適故自祭適子殤

250 附已父也 凡所祭殤者唯適子耳 適貴故為殤而死得祭也然言

251 所祭殤唯是適子則無後者不論適庶皆祭也 無後謂昆弟諸父也

252 唯言此二條者言其不得祭者也若祖庶則子及昆弟無後得祭矣若父

253 庶則不得也 宗子之誼父無後為禫祭之 宗子即祖適也此祖適若

254 是曾庶則不得祭諸父則祖亦是適也假令己是祖曾之適為大と夫と三

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

是曾庶則不得祭諸父則祖亦是適也假令己是祖曾之適為大夫大夫三

255 庶一為太祖二為祖祢而曾無庶諸父附曾故為壇祭之若有曾庶者則

256 附庶不為壇也若宗子是玉と唯一庶故為壇附諸父於曾耳然大夫有

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

一附庶不為壇也若宗子是玉玉唯一庶故為壇附諸父於曾耳然大夫有

257 二壇今不於壇而云壇者是體賤不得壇注曾子問亦云為壇灼又諸有

258 太祖庶之大夫則無壇故云為壇耳若有壇者則祭之於壇也 庶子

259 不祭祢者明其宗也 解庶所以不祭殤義也祢適立祢庶故祢之庶不

260 得祭是明其所宗既無祢庶故不得祭子殤也謂宗子庶子俱為下士得立

【註】疏義と注の間には一字空きの区切りがない。

261 祢・庶・者・也。若宗子是上士二庶則此祢庶故宜不得祭若宗子是庶人而祢庶

【註】注と疏義の間には一字空きの区切りがない。

262 是下士則立一庶及供牲在宗家是此庶有祭之義宗与庶但下士立一庶宗自

263 祭之則庶無得祭義故云不祭也。雖・庶・人・亦・然・。庶人乃無庶而祭於寢為殤及

【註】疏義と注、注と疏義の間には一字空きの区切りがない。

264 無後適庶亦如大夫士也 親と 結前親と以三為五之属也 尊と 結

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

無後適庶亦如大夫士也 親親 結前親親以三為五之属也 尊尊 結

265 前王者禘以下 長と 結前庶子不祭殤以下也不云幼者而云長と者

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

前王者禘以下 長長 結前庶子不祭殤以下也不云幼者而云長長者

266 幼由長と而見且前唯云幼故此唯云長互相成 男女有別 服術有

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

幼由長長而見且前唯云幼故此唯云長互相成 男女有別 服術有

267 六前是三事今此又是一術并為四也鄭注大傳亦云四者男女有別是名也

268 名謂母婦之名也不云名而云男女有別者欲該於出入也出入即亦是女

269 別也 人道之大者也 結前四事人道之大莫大於此也 言服之所以

270 降煞也。今注四事有不同所以服隨之而降煞也 從服者所從亡則已

271 此是六術之第六謂從服也所明及於外族為輕故特言之不係前結也

【註】行頭一字分の空白あり。

272 從服者謂本是異族今從此而服之也然從服有六有屬從有徒從有

【註】第25字～26字は「徒徒」と重なるが、原本では符号「こ」で記していない。

273 從有服而無服有徒無服而有從重而輕有徒輕而重今此所設是徒徒

【註】第27字～28字は「徒徒」と重なるが、原本では符号「こ」で記していない。

274 也徒空也。与彼非親屬。空從此而服也。彼從中有四。一是妾為女君之黨。二是

275 妾子服君母之黨。三是子從母服於母之君母。四是臣從君而服君之黨。

276 而一徒所從。雖亡則猶服。如女君雖没。妾猶服女君黨。三徒則所從亡則已。

277 謂君母死則妾子不復服君母之黨。及母亡則子不服復母之君母。又君亡

278 則臣不復君之親。是也。其中又有妾攝女君。不服女君黨。及君亡猶服君

【註】補鈔「服」は第4字「復」に続く。左記のとおりである。

則臣不復服君之親是也。其中又有妾攝女君。不服女君黨。及君亡猶服君

279 妻並各有義故也。今云所從亡則已。止謂徒從則止而不服者也。謂若

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

妻並各有義故也。今云所從亡則已。止謂徒從則止而不服者也。謂若

280 為君母之父母昆弟從母者也。鄭略舉一隅也。屬從者所從。雖没服也。

281 此明属従也属者骨血連續以為親也亦有三一是子従母服母之黨

【註】行頭一字分の空白あり。

282 二是妻従夫服夫之黨三是夫従妻服妻之黨此三従雖没猶従之服朞

283 其親謂母自為己之母黨者也鄭亦略舉也妾従女君而出則不為女君之子服 妾服女君之子皆与女君同

【註】補鈔15字は疏義第2字「親」に続く。左記のとおりである。

其親謂若自為己之母黨者也鄭亦略舉也 妾従女君而出則不為女君之子服 妾服女君之子皆与女君同

284 此云従而出謂姪娣也姪娣従女君犯七出則姪娣亦従而出と母自為其

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

此云従而出謂姪娣也姪娣従女君犯七出則姪娣亦従而出出母自為其

285 子猶朞而姪娣不復服出女君之子義已絶故也 妾為女君之黨服

286 得与女君同今俱出女君猶為子朞妾於義絶無施服也 在傍而及

287 曰施女君子既与父妾絶族所以服不復施及之也然不言輕重有四従者略

288 易知也 礼不王不禘 此以下明貴賤喪祭降煞不同也貴者降洙故從

289 天子而起也王謂天子也禘謂郊天也礼唯天子得郊諸侯以下否故云不王不禘

290 也 禘謂郊天也 世子不降妻之父母 世子謂天子諸侯之適子也唯□

【註】疏義第12字「唯」に続く一字が欠損により判読不能。

291 乃郊其體尊貴故傍親卑庶一切厭絶所服者唯在正親而世子是正厭

292 所不及故其不降妻父母也諸侯傍降既同故世子亦同王世子也 其為妻

293 也与大夫之適子同 其と於世子也既不降妻父母故亦服妻也大夫適子

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

也与大夫之適子同 其其於世子也既不降妻父母故亦服妻也大夫適子

294 為妻不杖菆服以父主適婦喪故其不杖而天子諸侯亦主適婦喪所以世

295 子為妻亦不杖菆也今不云世子自為妻服而云與大夫適子同者喪服經

【註】第20字は「与」ではなく「與」と記されている。

296 文無世子為妻之礼而有大夫適子為妻正文故據之也又不云与士適子同

297 者大夫為尊降之始引同尊降之人也 世子天子諸侯之適子也不降妻

298 之父母為妻故親之也 體既尊父所不降妻与已一體今服妻父母是為

299 妻故親之也 為妻亦齋衰不杖者君為之主子不得紳也 大夫適子為

300 妻不杖父主帝適婦喪故厭子杖也人君亦主適婦故世子為妻亦不杖也

301 主與大夫之適子同據服之成文也 解不言天子諸侯而正言主謂與

【註】行頭一字分の空白あり。

302 大夫適子同義也緣服經有大夫之成文也 本所以正見父在為妻不杖

303 於大夫適子者 本謂喪服經也問喪服經不正言天子諸侯世子自妻

304 不杖而見正文於大夫言之者何也 明大夫以雖尊猶為適婦為主也

【註】補鈔「上」は注文第4字「以」に続く。左記のとおりである。

不杖而見正文於大夫言之者何也 明大夫以上雖尊猶為適婦為主也

305 釋言大夫既又尊境為降之姆今尚不降適婦而主之則弘大夫以上亦主

306 之不降同也 父為士子為天子諸侯 謂士家之子起為天子諸侯者祭

307 祀之法也 則祭以天子諸侯 祭是供養人子得祿以供奉於親高不

【註】補鈔「雖」は疏義第17字「親」に続く。左記のとおりである。

祀之法也 則祭以天子諸侯 祭是供養人子得祿以供奉於親雖高不

308 嫌故祭用天子諸侯牲也 其尸服以士服 尸父之尸也服章是爵と命と

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

嫌故祭用天子諸侯牲也 其尸服以士服 尸父之尸也服章是爵命爵命

309 由尊者出若父母平時無爵今子加之以尊者之衣則有顯父本卑今

- 310 爵之由於子之嫌故尸不服尊衣猶士服也 祭以天子諸侯養以子道也尸服士服父本無爵子不敢以己爵加之嫌於卑之也 然尸服士服以為
- 311 難解案士助祭上服則是爵弁之服若士自祭則玄端之服故雜記云士弁而祭於公冠而祭於己是也今若按曾子問云尸弁寃而出鄭而出鄭云為君尸或弁者君先祖或有為大夫士者也若如鄭旨生為士者尸服爵弁即依作尸服上服爵弁乃為可解而於士虞有核按士虞禮云尸服卒者之上服鄭云上服者如特牲士玄端也不以爵弁服為上者祭於君之服非所以自配鬼神士之妻則霄衣也士虞注文既如此是與曾子注為違舊
- 317 通者云曾子問是人君父祖為士故得弁耳若人臣父祖為士悉如自祭故
- 318

319 解者相傳云父者主為士其尸玄端若士妻之尺則霄衣亦如特性饋食

320 所言主婦纒笄霄衣也若仕為大と夫と寃而祭公冠而祭已則今尸之上服亦玄

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

所言主婦纒笄霄衣也若仕為大夫大夫寃而祭公冠而祭已則今尸之上服亦玄

321 冠朝服命婦尸則髮鬢不笄纒也而士衣霄と衣と則役袂也故少牢饋食

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

冠朝服命婦尸則髮鬢不笄纒也而士衣霄衣則役袂也故少牢饋食

322 云主人朝服主婦髮鬢衣袂袂是也若父為孤寃祭於公弁祭於己則今尸

323 服爵弁孤妻尸則袂衣何以然士助祭爵弁士妻助祭袂衣今孤尸既爵

324 弁孤妻故袂衣對之也又若父苻為五等諸侯者各上服助祭而同玄寃自

325 祭故鄭注司服云諸侯自非二王之後其餘皆玄寃而祭於己也則尸同玄寃而

326 夫人尸檀と以對玄冤也若父為三と公と視子男自祭亦應玄尸則玄冤也其

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

夫人尸檀檀以對玄冤也若父為三公三公視子男自祭亦應玄尸則玄冤也其

327 妻本乃服闋翟助祭若自祭亦應檀衣也若為天子則尸宜衰后尸宜禕

328 衣也周公及二王後並尸上服也或云五等乃同自祭云冤而其妻祭則公妻禕

329 侯伯妻榆翟子男妻闋翟何以然其妻並畿外無助王祭之事若自祭又

330 不用則何處施於此衣明弘自祭各得用也生既自祭得用故死尸得服之也

331 又別通者言尸各得服祭之服祭之服如曾問何以應然按助祭上服死持招

332 魂及斂生用特迎婚並不嫌其褻助君祭之服而在尸獨疑其配鬼神耶而

333 鄭注士虞特有以也夫祭有尸始於虞祭男と尸女と始此而配喪中為褻故不

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

鄭注士虞特有以也夫祭有尸始於虞祭男男尸女女始此而配喪中為褻故不

杜・王（參考資料②55頁注「四二」）は、文意を考えると「女女」の直後に「尸」の一字が脱落していると指摘している。

334 用助祭服耳若三年後吉祭則無復女尸言鬼神之道通洞故設同几但男尸

335 而不復女尸此不復嫌配則尸各服助祭上服也崔云大夫士入唐朝服故尸朝若

336 人君南面之尊則尸皆上服也生時屈故自祭同玄死則申故各上也 父為天

337 子諸侯子為士 謂天子諸侯之子為士者祭祀法也如桀紂失國其子不得

338 為王者後而官為士者是也 祭以士 祭以士者子緣所得耳不得濫用尊者

【註】疏義第17字「緣」は、上から書き直した状態が見てとれる。

339 之饌以供養其視也 其尸服以士服 其父無德為人所奪故不得復服王

340 侯服又不可用庶人衣故依士礼令尸士服也 謂父以罪誅也尸服士服不成為

341 君也 不成復君故同士也。天子之子當封為王者後以祀其受命之祖。釋子

【註】注第2字と疏義第1字、疏義第8字と注第3字の間は原文では詰めて記されている。

342 為士義也其父既失國則天子必封失國者子為王者後合得祀其芳受命

343 之祖不使絶之如夏立杞殷君禹殷立宋君令契也。云為士則釋其宗之賢者若

【註】補鈔「祀」は、疏義第11字「君」、第17字「令」に続く。左記のとおりである。

之祖不使絶之如夏立杞殷君祀禹殷立宋君令祀契也。云為士則釋其宗之賢者若

344 微子者不必封其子矣。解既應為王者後不應為士而个云為士義也今此子又

【註】疏義第13字は略字「个」と記されている。島田（参考資料①110頁第5行）および杜・王（参考資料②44頁第15行）は、「釋」としてゐるが、本稿はそのまま「个」とする。左の写真参照（第二文字）。



345 無德不可立而更釋其同宗賢者為王後如周立殷之微子不立封子武ホと

【註】補鈔「者」は第15字「王」に続く。また、符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む（次行第2字まで含む）。

無德不可立而更釋其同宗賢者為王者後如周立殷之微子不立封子武庾武庾

346 庾と子或仕為士者也 為王者後及所立為諸侯者皆祀其先君以礼卒者

347 服天子諸侯服 又解尸不並士服也以礼卒謂為君時以礼而死者也假令武

348 庾有位得封為王者後時唯紂一人尸服士服耳若紂之父祖並礼終猶

349 在五廂収者尸得天下服也宋有微子為後乃不祀紂而祀其父祖礼卒者

350 依天子服也又若諸侯無位失國非礼而死者天子言其前祖有功更命其子

351 為諸侯立五廂而崔其父非礼死者一人士礼而高曾 及祖之尸猶得用諸

【註】第23字「曾」と第24字「及」の間が一字分ほど空いている。符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

為諸侯諸侯立五廂而崔其父非礼死者一人士礼而高曾 及祖之尸猶得用諸

第10字「崔」について、杜・王（参考資料②55頁注「四六」）は、早稲田原本により「唯」に改めたとしているが、「唯」

とは読めないので、そのまま「崔」としておく。左写真参照（第二文字）。



352 侯服也 如遂無所封立則尸也祭也皆如士不敢僭用尊者衣物也

353 此證祭士服士者也如武庚及諸侯子不立既無封則宜祭及尸皆如士不敢

354 僭同尊者也 婦當喪而出除之 此以下雜明喪服變除法也婦當喪

355 謂婦政為舅姑服時而被夫遺者也恩情離故亦出即除服也然視有疾

【註】補鈔「既」は、第16字「情」に続く。左記のとおりである。

謂婦政為舅姑服時而被夫遺者也恩情既離故亦出即除服也然視有疾

356 怒不至平居喪主哀而遂殘婦者或舅喪為姑所出或姑沒為舅所遺

357 者也 為父母喪未練而出則三年 謂妻自有父母喪時也女出嫁為父

358 母期若父母喪未小祥而妻被遺歸值兄弟之小祥則隨兄弟服三年之受

359 既已絕夫族故情隆於父母也故云則三年 既練而出則已 止也若父

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

既已絕夫族故情隆於父母也故云則三年 既練而出則已 已止也若父

360 母喪已小祥而女被遺其期服已除令歸雖在三年內止不更及服也所以然者

361 反服本須隨兄弟之節兄弟小祥無復受節故女遂止也 未練而反則期

362 此謂前有父母而服而為夫所出今喪猶未小祥而夫命已則還夫家

【註】行頭3文字分ほど空いている。前行が経文で終わっているため、区切りをつけるためと思われる。

363 至小祥而除是猶依期服也 既練而反則遂也 若被遺家已隨兄弟

364 小祥服三年之受而夫反之則猶遂三年乃除隨兄弟故也 當喪舅。

365 姑之喪也。出除之絶族也。再期之喪三年也。有除服必因氣變重。

366 者三年輕則三月再朞首未在三年中故云三年。朞之喪二年也。

367 十三月亦首未在二年中也。九月七月之喪三時也。九月正大功也。七月本

368 期而中殤降在大功者九七但三時也。五月之喪二時也。小功也在二時中也。

【註】補鈔「也」は疏義第9字「者」に続く。左記のとおりである。

期而中殤降在大功者九七但三時也。五月之喪二時也。小功也在二時中也。

369 三月之喪一時也。除服必依氣故總麻不減一時也。凡喪必奇月者奇

【註】行頭一字分ほど空白あり。前行が疏義文で終わっているためと思われる。

370 是陽生之義孝子哀深宜養之故也。然世唯稱再朞為三年而不稱一朞。

371 為二年喪者言三年欲見報免懷之義言一朞但取改大故不言二年也。

372 言喪之節應時之氣也。故期而祭礼也。既必因年之變故祭亦依時。

373 也朞而祭謂小大二祥之月並是親亡之正月孝子至此月感慕弥深故

374 設祭以存親此是人子常礼故云礼也 期而除喪道也 孝子本有終

375 身不除之志但一期是天道之變聖人制服斷使哀隨氣衰哀情既衰

376 故服亦宜脫と服由於天道之變故云道也 祭不為除喪也 更證祥上也

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

故服亦宜脫脱服由於天道之變故云道也 祭不為除喪也 更證祥上也

377 思親自祭氣變自除是祭非為於除喪而設也舊有二難一云若祭不為除

378 喪間下何意云其祭間不<sup>之</sup>同と時と則祭為除喪而設也又一難云若祭不為

【註】補鈔「之」は、第8字「祭」に続く。また、符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

喪間下何意云其祭之間不同時同時則祭為除喪而設也又一難云若祭不為

379 除喪何不祭与除喪各日而必共日耶賀云祭與除喪並由礼制而祭稱礼

380 除喪稱道者將以祭礼會思慕之情除喪乖終身之志會情則無待抑引

381 故但稱礼而乖志則宣抑奪故遠徵天と道と有變故便使人情從之也又云二

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

故但稱礼而乖志則宣抑奪故遠徵天道天道有變故便使人情從之也又云二

382 祥之祭義無二理正月存親喪服除改並宣有祭二會於一時故一祭兼有二理

【註】補鈔「事」は、第20字「二」に続く。左記のとおりである。

祥之祭義無二理正月存親喪服除改並宣有祭二事會於一時故一祭兼有二理

383 而除喪之祭物所耳共知正月存親其理常味記者欲顯存親之義故云不為

【註】第8字「耳」の右横に「＝」の符号が付いている。杜・王（参考資料②55頁注「五〇」）はこれを削除の符号としている。

島田（参考資料①113頁第6行）はこの符号を記していない。第22字「顯」は、上から書き直した状態が見てとれる。

384 除喪明此不令為除喪非謂除義不須祭也庾云謂除喪雖由哀衰而除喪

385 之時必致感と故有祭除不必皆在親亡之月卒哭與禫皆是喪服小記曰除

【註】補鈔「祭」は第10字「除」に続く。また、符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

之時必致感感故有祭除祭不必皆在親亡之月卒哭與禫皆是喪服小記曰除

386 殤之喪也其祭也必玄除成喪者其祭也朝服縞冠案殤有三等而成人之

387 服有五唯大小二祥之祭以周為期故兼有正月存親之義所感不止於除服

【註】第14字「期」は原本通り。「朞」ではない。

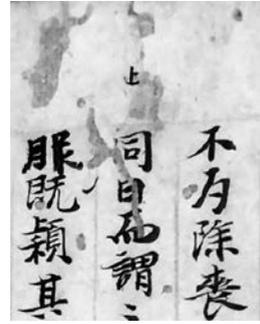
388 皆有祭故大小二祥之祭為除服易明為存親難了記欲明難了者是以云祭

389 不為除喪耳非謂凡除喪可無祭也若正月之祭不關除服則不應與變除

【註】第23字について、島田（資料①113頁第11行）、杜・王（参考資料②47頁第3行）ともに「喪」としているが、原本は「服」と記している。ここでは原本のまま「服」としておく。

390 同日而謂之為小祥大祥之祭是知為二祥故有此可知雜記下曰三年之喪

【註】原本には行頭上、一字分ほど空けて漢字「上」の字のような小さい符号が記されている。左写真参照。



391 服既穎其練祥皆行鄭注曰言今之喪服既穎乃復三年者變除而二祥

392 祭也鄭此說亦謂除服必与祭日同也以此推之臣妾死於宮中不得為父

393 母二祥祭者亦不得除服可知也若踰三年而葬者三年之内尸柩在堂

394 板援之情若親尚存雖親亡之月而未容有存親之祭雖天道已變而心衰

395 故服容除と服失天道之變存親非親亡之月雖失其時而不可遂闕故

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

故服容除除服失天道之變存親非親亡之月雖失其時而不可遂闕故

396 依正礼而為之再祭非唯變除之日而已故奔喪為位者不奠鄭注曰以精神

397 不存乎此則靈筵之設嘗以在喪所者為正奔喪者至家雖及二年之內而

398 二祥應在三年之外者至於變之日則不得有祭在家既吉則神主人居於廡

399 故不容復設喪祭於寢故礼正月存親事出公羊傳正月謂親亡之月也

400 此謂練祥祭也礼正月存親亡至今月而期則宣祭期天道一變哀惻之

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

此謂練祥祭也礼正月存親亡至今月而期則宣祭期天道一變哀惻之

401 情益衰則宜除不相為也 三年而有喪必再祭 此謂事故百端不得

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

情益衰則宜除不相為也 三年而有喪必再祭 此謂事故百端不得

402 依時而喪者也若柩未安則孝子不得除服今在二年後方得喪と竟則

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

依時而喪者也若柩未安則孝子不得除服今在二年後方得喪喪竟則

403 服宜除之須漸不可一日頓奪故須行大小祥二祭乃除故云必再祭

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

服宜除之須漸不可一日頓奪故須行大小祥二祭乃除故云必再祭

404 其祭之 因為祭之節也 間不同時 謂二祥之祭必使相間別不得同

405 時也所以不同時者喪与小大二祥年月本異今雖過時不宜共故喪竟而

406 耐と祭と後一月小と祥と亦祭又一月大と祥と亦祭二月行二祭是間不同時表

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

耐祭耐祭後一月小祥小祥亦祭又一月大祥大祥亦祭二月行二祭是間不同時表

407 本不同也 而除喪 謂大小祥二祭竟即吉無次餘禫故云而除喪也所以二

408 月淡然令遣此今年月既久不假復遣令淡也 再祭練祥也間不同時者

409 當異月也既禘明月練而祭又明月祥而祭必異月者以喪与練祥本異

410 歲宜異時也而除喪已祥則除不禫也 大功之者主人之喪 此明為人主喪

411 法也大功從父昆弟也主人之喪謂死者無近視而其從父昆弟為之喪主也故

412 云主人之喪也 有三年者 有三年者謂死者有妻若子也妻不

413 可為外主而子猶幼力未能為主雖然而並是三年衰杖之身故云有三年

414 者 則為之再祭 死者既有服三年之身而此大功為主者必為主人至於

415 再祭祭謂小大二祥 朋友虞附而已 朋友皆在他國無主後則一人為之

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

再祭再祭謂小大二祥 朋友虞附而已 朋友皆在他國無主後則一人為之

416 主也喪若還國有主則止主若幼少則猶為主至於虞祔而止也然若在他國

417 主之亦至三月也 死者之從父昆弟來為喪主也 有三年者謂妻若子幼小

418 也大功為之再祭則小總麻為之練祭可也 鄭菴大功主喪為有三年者至

419 大祥則小功總麻為有三年者主喪則為至暮矣若死者但有暮者則大功

420 主之至暮小功總至耐若又無暮則各依服月數而止故雜記云主兄弟喪雖

421 踈与虞之謂無三年及暮者也 士妾有子而為之總 士妻無娣姪悉

422 是賤人妾若有子者則為之服總也 無子則已 止也妾若無子則

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

是賤人妾若有子者則為之服總也 無子則已 已止也妾若無子則

423 止不服總也 士卑妾無男女則不服男女謂子也不別貴賤也 大夫尊

424 則別貴妾不辨有子與無而為總也貴謂姪娣也故服有大夫為貴妾之

425 服也 生不及祖父母諸父昆弟 此以下明法也鄭意云謂父前在本國

【註】補鈔「服」は、疏義第6字「明」に続く。左記のとおりである。

服也 生不及祖父母諸父昆弟 此以下明服法也鄭意云謂父前在本國

426 有此諸親後或隨宦出遊居于他國更娶而生此子則及歸与本

【註】符号「こ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

有此諸親後或隨宦出遊居于他國更娶而生此子則及歸与本

427 國祖父以下諸親相識故云不と及と謂不及歸見也 而父稅喪已則否

【註】符号「こ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

國祖父以下諸親相識故云不及謂不及歸見也 而父稅喪已則否

428 若此諸親死道里遠喪年限已竟而始方聞父則稅之之謂追服也父

【註】補鈔「既」は、第7字「里」に続く。また、符号「こ」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

若此諸親死道里既遠喪年限已竟而始方聞父則稅之之謂追服也父

429 雖追限服而此子否故云已則否也所以者鄭言不責非時之恩於人所不能

【註】補鈔「否」は、第16字「以」に続く。左記のとおりである。

雖追限服而此子否故云已則否也所以否者鄭言不責非時之恩於人所不能

第3字「限」の右横に「=」の符号が付いている。島田（資料①117頁第2行）もこの符号を記している。

430 也若時未竟則稅之也然猶有一難解案父本國乃可相有祖及諸父

【註】第22字「相」の右横に「=」の符号が付いている。左写真参照。島田（資料①117頁第4行）は、この符号を記していない。



431 或前娶有昆一日不應有弟今又云有弟者通者云謂假令父後又適他

【註】補鈔「而」は、第7字「日」に続く。左記のとおりである。

或前娶有昆一日而不應有弟今又云有弟者通者云謂假令父後又適他

432 國更娶生子此子則為己弟故有弟也王云以為計己之生不及此親之存則

433 不稅若此親未亡之弟前而已生則稅之也又謂昆弟為諸父昆弟也劉

【註】第7字「亡」に写筆の乱れがある。第9字「弟」の右横に「=」の符号が付いている。島田（資料①117頁第6行）もこの符号を記している。左写真参照。



434 智蔡謨皆同王義而以弟為長字庾云生不相見恩所不能已過則許

【註】補鈔「以」は、第21字「所」に続く。左記のとおりである。

智蔡謨皆同王義而以弟為長字庾云生不相見恩所以不能已過則許

435 以不稅者豈宜已不能稅已兄猶不能稅已則餘人可知也灼謂王計已之生

436 乃為一退可解但謂昆弟為諸父之昆弟如為煩重劉除字是不附於文

437 則為未善庾意所言弟是寄明本兄不能稅已不妨鄭旨則為可思

438 謂子生於外者也父以他故居異國而生己不及此視存時歸見之今其死於

【註】符号「と」が記されている箇所は、左記のとおり読む。

謂子生於外者也父以他故居異國而生己不及此視存時歸見之今其死於

439 喪服年月已過乃聞之父為之服已則否者不責非時之恩於人所不能

440 也當其時則脫服稅讀如無禮則稅 左傳僖卅三年王孫滿曰奉師輕而

【註】補鈔「服」は、第6字「脱」に続く。左記のとおりである。

也當其時則脫服稅讀如無禮則稅 左傳僖卅三年王孫滿曰奉師輕而

441 無禮必敗輕則寡謀無禮則脱人險而脱人弗能無謀能敗乎服注曰兌

442 不慮也杜傳作脱字鄭云讀如無禮則稅是脱字亦作稅也兌及稅其

443 猶皆脱耳鄭注服同唯公門稅齋衰云古者脱或作稅字也灼謂即世

444 所謂輕脱是也 稅喪者喪与服不相當之言也 喪限已竟而方服之

445 是喪與服不相主當也謂不相當為稅者此服限已脱今更服其應脱

446 之服也或問曰若此父是適而本國未有子今居地邦生此子為祖正適

447 可無稅乎答曰本論非適者耳又若假令本國適母則此子亦當稅也

【註】補鈔「死」は第20字「母」に続く。左記のとおりである。

可無稅乎答曰本論非適者耳又若假令本國適母死則此子亦當稅也

448 何以然以與父肆合齊體故也 降而總小功者稅之 此句廣檀弓中曾

449 子所云小功不稅是說也曾子小功耳若本大功以上降在總小功者則為稅之本情重

【註】補鈔「說也曾子所」は、第2字「所」に続く。左記のとおりである。

子所說也曾子所云小功不稅是小功耳若本大功以上降在總小功者則為稅之本情重

450 故也 謂正親在齊衰大功者也正親總小功不稅矣曾子問曰小功不稅則

451 是遠兄弟終無服也 檀弓中言也 此句補脫誤在是宜承父稅子則否

【註】注と疏義の間に余白がない。

452 鄭引此句來承此者一則為此句應連親屬之下不應孤在君服中央

【註】行頭が一字分ほど空いている。前行の注文が終わっていることを示すためと思われる。

453 也二則若此諸父兄弟在殤死者則父亦稅之也

内家私印

喪服小記子本疏義第五十九

○おわりに

すでに『ふみくら』一〇〇号でふれたように、「礼記子本疏義」は、貴重な資料価値が評価され、国宝に指定されている。しかし、天下の孤本であるが故に、未だ解明に至らない事がいくつかある。本稿が将来に向けてのデータとして、使用されることを願う次第である。

二〇二一年十一月記

(たかぎ りくお 資料管理課)

人 名	行 番 号
鄭 是馬融弟子	194
鄭 意	202
鄭 必云	204
鄭 廣釋	212
鄭 止謂	235
鄭 略舉	280
鄭 亦略舉	283
鄭 而出	313
鄭 旨	314 437
鄭 此說	392
鄭 言	429
鄭 引此句	452
鄭 羗	418
杜傳	442
馬季長	187
馬融	194
武庾	345 346 347 353
庾 云	048 069 095 189 198 243 384 434
庾 說	190
庾 言	200
庾 此言	246
庾 意	437
劉智	433

人名索引（日本語音読み順）

人 名	行 番 号
禹	343
王 云	432
王 義	434
王 計己	435
王孫滿	440
賀 云	379
賀場 云	050
微子	345 349
桀紂	337
崔 云	005 335
崔 又云	006
崔 言	008
蔡謨	434
灼 案	008 050
灼 依	190
灼 謂	200 435 443
灼 嫌	205
灼 按	248
灼 又	257
周公	328
宋君	343
紂	337 348 349
鄭 云	027 039 042 071 242 243 314 442
鄭 注	047 187 197 207 209 391 396 443
鄭 注喪服	034 107 201 206
鄭 注曾子問	233
鄭 注大傳	267
鄭 注司服	325
鄭 注士虞	333
鄭 既謂	040
鄭 既有	188
鄭 知	070
鄭 據	171
鄭 不明言	193

書名索引（日本語音読み順）

書名	行番号
王制	245
記	172 383 388
公羊傳	399
既夕	047
雜記	009 312 420
雜記下	072 390
左傳 僖卅三年	440
士虞	315 317 333
士虞礼	315
司服	325
春秋	146
小記	009 201 202 204
少牢饋食	321
喪大記	009 075 077
喪服	026 033 035 042 048 107 111 115 183 187 201 203 206 295
喪服經	303
喪服小記	385
曾子	223 248 317 448 449
曾子問	222 233 242 257 313 450
曾問	331
大記	078
大傳	267
檀弓	007 010 037 131 448 451
傳	210
特牲	316
特牲饋食	319
服	204 301 302
奔喪	039 396